

あなたの“そうぞく”は大丈夫ですか？

平成 30 年中に亡くなられた方は、136 万 2,470 人（平成 29 年 134 万 397 人）、このうち相続税の課税対象となった人数は 11 万 6,341 人（平成 29 年 11 万 1,728 人）でした。

例えば平成 30 年は 11.7 人にひとりの方が、平成 29 年は 11.9 人にひとりの方が相続税の課税申告対象となったということです（国税庁 平成 30 年分相続税の申告実績の概要より）。

つまり、相続税はより身近な税金のひとつとなったといえます。

これは平成 27 年に行われた相続税改正の基礎控除額引き下げによる影響が大きいのです。

法定相続人は、妻と子ども 2 人（長男、次男）の 3 人だったとする場合、基礎控除額（財産から引くことができる金額）が改正前は 8,000 万円あったのですが、改正後は 4,800 万円になり、なんと **3,200 万円**も少なくなってしまったのです。改正後は申告対象者がほぼ **2 倍**になりました。



相続・争続・想続・爽続・・・いろいろな“そうぞく”があります。

当事務所ではお客様のご要望に合わせた相続税の相談を行っています。遺言書の作成、生前対策などご相談される方が納得頂ける選択ができるよう、サポートとアドバイスを行っています。

お気軽にご相談ください。